含　　量　本品は，ピリメタニル（$C_{12}H_{13}N_3$）96.0～101.0%を含む。
性　　状　本品は，白～帯黄白色の粉末で，においがない。
確認試験　本品を赤外吸収スペクトル測定法中の臭化カリウム錠剤法により測定し，本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき，同一波長のところに同様の強度の吸収を認める。
純度試験　⑴　融点　96～98℃
⑵　鉛　Pbとして2.0μg／g以下（5.0g，第1法）
水　　分　1.0%以下（2.0g，直接滴定）
定 量 法　本品及び定量用ピリメタニル約0.05gずつを精密に量り，それぞれをメタノールに溶かし，正確に50mlとする。これらの液1mlずつを正確に量り，それぞれアセトニトリル／水混液（3：1）を加えて正確に20mlとし，検液及び標準液とする。検液及び標準液をそれぞれ10μlずつ量り，次の操作条件で液体クロマトグラフィーを行う。検液及び標準液のピリメタニルのピーク面積A_T及びA_Sを測定し，次式により含量を求める。

ピリメタニル（$C_{12}H_{13}N_3$）の含量

$$=\frac{\text{定量用ピリメタニルの採取量（g）}}{\text{試料の採取量（g）}}\times\frac{A_T}{A_S}\times100\ (\%)$$

操作条件
検出器　紫外吸光光度計（測定波長　268nm）
カラム充てん剤　5μmの液体クロマトグラフィー用オクタデシルシリル化シリカゲル
カラム管　内径4.6mm，長さ25cmのステンレス管
カラム温度　24～40℃付近の一定温度
移動相　アセトニトリル750mlに水250mlを加え，更に酢酸アンモニウム2gを加えて溶かす。
流量　ピリメタニルの保持時間が5～6分になるように調整する。
第2のFの2―ヒドロキシエチルヘキシルの項の次に次のように加える。
3―エチルピリジン
3―エチルピリジンは，着香の目的以外に使用してはならない。
第2のFのピリメタニルの項の次に次のように加える。
ピリメタニル
ピリメタニルは，あんず，おうとう，かんきつ類（みかんを除く。），すもも，西洋なし，マルメロ，もも及びりんご以外の食品に使用してはならない。
ピリメタニルは，ピリメタニルとして，あんず，おうとう，かんきつ類（みかんを除く。），すもも及びももにあってはその1kgにつき0.010g，西洋なし，マルメロ及びりんごにあってはその1kgにつき0.014gを，それぞれ超えて残存しないように使用しなければならない。

公　告

認　可　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第７９９号
札幌市豊平区平岸４条９丁目15番17号
債務者　石川　延彦
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８６１号
札幌市白石区南郷通12丁目南１―30　コーポラスちもと107号、住民票上の住所札幌市豊平区平岸４条１丁目１番11―302号
債務者　森谷　智弘
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８９４号
札幌市白石区平和通10丁目南２番５号　旭荘Ｃ―３号
債務者　川本千鶴子（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９５５号
北海道江別市萌えぎ野西４番地の１
債務者　関山真都香（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９７２号
北海道江別市元江別819番地の90
債務者　後藤　義夫
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９７５号
札幌市豊平区中の島２条12丁目６番１―201号
債務者　時岡　善弘
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１００１号
札幌市清田区里塚緑ケ丘７丁目３番16号
債務者　椿　　恵
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１００６号
札幌市厚別区厚別西２条２丁目２番６号　モンファ・レット203号
債務者　沼沢　陽子
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０４０号
札幌市清田区北野３条２丁目13番18号　メゾンノール３・２―202号
債務者　澁谷　鉄巳
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０４１号
札幌市清田区北野３条２丁目13番18号　メゾンノール３・２―202号
債務者　澁谷　紘美
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部